

令和7年度第4回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月25日（金）午後3時00分から4時00分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（14人）

会長 13番 加藤 秀信

会長職務代理 2番 田川 幹雄

1番 吉村 智和

3番 田嶋 睦

4番 川崎 善徳

5番 江川 直美

6番 塚田 倫一

7番 石谷 吉昭

8番 中嶋 豊美

9番 田崎 正實

10番 石田 継治

11番 堀川 治夫

12番 炭田 学

14番 朝倉 雪

4. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明願について

議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第2号 農地の形状変更届出の報告について

第6 その他

(1) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央 局長補佐 藤井 恭代

主査 板東 裕美 主事 坪川 智美

7. 会議の概要

◇開会宣言	
事務局	定刻となりましたので只今より、あわらし農業委員会定例総会を始めさせていただきます。 それでは、定例総会の開会に当たり、加藤会長からご挨拶をいただきます。

◇ 会長あいさつ	
【会長 あいさつ】	
◇定足数の確認	
事務局	それでは、本日の出席状況をご報告いたします。 委員総数24名中、本日の出席委員は24名であります。 従いまして、農業委員総数14名の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。
◇ 業務報告	
事務局	続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。 (業務報告) 以上でございます。 それでは、ここからの進行は、加藤会長にお願いいたします。
◇ 議事録署名人の指名	
議長	日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、1番・吉村 委員、2番・田川 職務代理者の両名にお願いいたします。
◇議 事	
議長	続きまして、日程第5 議事に入ります。
◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員の説明ですが、この案件は、先月、北委員の確認をいただいているので、事務局の説明とおりとします。 それでは、これらの案件について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	それでは他にないようですので、採決にはいります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」許可する事に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員です。よって、許可相当と認めます。
◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	
議長	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員の説明を求めます。 12番・炭田委員 お願いします。
12番	申請案件につきましては、両サイドが住宅と上と後ろが公道ということで、この1枚だけの田んぼになっていて、現在は花えちぜん（米）を作っている状態であります。 他の農地に対する影響は全くないと思っていますので、許可申請したいと思っていますので、審議よろしくお願い致します。

議長	次に、本件について、本日、現地調査を行っておりますので、調査員を代表して、2番・田川 職務代理者に調査結果の報告をお願いします。
田川 職務代理者	それでは報告いたします。本日9時より、吉村委員、事務局1名と私3名で現地確認をいたしました。結果、事務局の説明通り問題ないと思われます。以上で報告を終わります。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは、この案件について、ご質問はありませんか
	(質問なし)
議長	質問がないようですので採決に入ります。 議案第2号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 県に進達する事に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員です。よって県に進達するものと致します。
◇ 議案第3号 現況証明願について	
議長	次に、議案第3号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員の説明ですが、この案件は、先月、川端委員の確認をいただいているので、事務局の説明とおりとします。 本件について、本日、現地調査を行っておりますので、調査員を代表して、2番・田川 職務代理者に調査結果の報告をお願いします。
田川 職務代理者	はい。本日9時から吉村委員と私と事務局3名で現地確認いたしましたところ、事務局の説明通り問題はないと思われます。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは、この案件について、ご質問はありませんか。
7番	はい、この目的は何なんですか？
事務局	お話を伺ったところ、今後、業者が買い取りをされると聞いております。
7番	〇〇さんっていうのは業者さんですか？
事務局	〇〇さんは所有者の方で、その方から違う業者の方にお譲りになるということです。
議長	他にございませんか？ ないようですので採決に入ります。議案第3号「現況証明願について」非農地と判断することを承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成です。よって、承認することといたします。

◇ 議案第４号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について	
議長	次に、議案第４号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局説明】
議長	本案について、ご質問はありませんか。
	（「議長」の声あり）
12番	ちょっとよく分からないんですけど、農地の利用集積かということなんですけど、この土地をこういうふうな申請どおりにしたときに、全体としての集積状態がどうなるので、集積化に該当するというふうに理解したらいいのか、ちょっと分かりませんので説明をお願いします。
事務局	質問の回答になっているかどうか分からないんですが、〇〇区の河川改修の工事がございまして、新たに農地として登記された田んぼが９筆ございまして、こちらを今、〇〇区の方で集約されている〇〇さんが、新たにここを集積して、取り組みたいということでの促進計画案になっております。この部分が、集積されるという案になります。
12番	この土地は、元々〇〇さんが持っている土地全体からすると、どういう位置づけになるので、集積状態としては良くなるよみたいな形で、絵図みたいな形では提示していただけないんですか？
事務局	地図としてはお示しできないんですけれども、集積促進計画案に出されているものについて、皆さんのご意見を伺いたいということですので、全体としての集積っていう地図をお出しして、意見を求めるというものではないので、ご理解いただけますでしょうか？ もともと〇〇地区の一部なんですけれども、隣接しているあの田んぼが同じぐらいの筆数がございまして、そこの隣接しているところは、もうすでに〇〇さんが集積しておられて、新たにその隣接している隣に河川改修で、新たに田んぼになったところになるんですけれども、この９筆については。また新たに広げるということになっております。地図がないので、すごく分かりにくいかもしれないんですけれども、促進計画案については、地図を提示して意見を聞くというものではないので、ご理解いただけますでしょうか？
12番	わかりました。ええ、ただこれから私はこの文章を見ただけでは、どこがどういうふうに変わっていく、結果として農地の集積が進むんだろうということを理解した上での判断ができると、非常にありがたいと思うので、そこら辺のところは今後ご検討いただければと思います。
事務局	はい、貴重なご意見ありがとうございます。また参考にさせていただきます。また次回につなげていきたいと思っております。ありがとうございます。
議長	他にご質問ありませんか？ 質問がないようですので採決に入ります。 それでは、まず、９ページの新規設定の番号１番について、意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長	全員賛成です。 次に、10ページ、再貸付けの番号１番につきましては、推進委員の竜田委員が関係していますので、竜田委員は退室をお願いいたします。 （竜田委員 退室）

議長	それでは、再貸付けの番号1番について、意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成です。よって、「意見なし」と決定することとし、あわら市に対してその旨回答いたします。竜田委員入室してください (竜田委員 入室)
◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について	
議長	次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局説明】
議長	本件について、ご質問はありませんか。 (質問なし) 質問がないようですので、報告第1号を終わります。
◇ 報告第2号 農地の形質変更届出の報告について	
議長	次に、報告第2号「農地形質変更届出の報告について」事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局説明】
議長	本件について、ご質問はありませんか。 (質問なし) ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。
◇ その他	
議長	次に、その他の(1)その他について事務局の説明を求めます。
	【(1)事務局説明】
議長	本件について、ご意見はありませんか。 (意見なし) ご意見がないようですので、事務局説明のとおり、8月の定例総会は、8月25日(月)午後3時30分から開催することにいたします。
議長	その他、全体を通じて、ご質問などございませんか。 (意見があれば)ほかにご意見はありませんか。 よろしいですか。
伊藤推進委員	はい。推進委員は、定例会に参加した方がいいのか、しなければならぬのか、担当地区の案件があった場合は、意見あるいは情報等を提供するために、まあ参加してほしいとか、その辺はオブザーバーで考えればいいのか、ちょっと昔はそうだったと思うんですけど、現状どうなってるのか、ちょっとその辺だけ教えていただければと思います。
事務局	はい、最適化推進委員さんも農業委員さんと同様に、定例総会には、基本的には参加していただきたいと考えております。どうしてもご都合悪いとかでしたら、欠席いただいても構いません。 またやはり出ていただくことによって、担当地区じゃない農業委員さんもいらっしゃるかと思うので、その辺でご発言いただくこともあるかと思っておりますので、農業委員さんと同様に出ていただきたいと思っております。
11番	確認したいんですけども、今ほどの議案のところで、私は6月まで推進委員をしていたんですけど、発言はできるけど、決議はないっていうふうに承知していたので、その辺の確認と、もう一点は、過去のことで、だいたい定例総会は13時30分ですと3年間やっていたので、先ほど

	も発言あったように、8月が15時とか、今日も15時とかでそれが変わっていくならそれでいいんですけど、それについて、ちょっと説明をお願いします。
事務局	8月以降の定例総会の日時のことですが、8月につきましては、会場の都合もございまして、この会議室を使える日といいますか、そういった面も考慮して、時間をちょっと遅く設定させていただいております。また、定例総会の日時については、皆さんの意見をお聞きしながら、時間等についても変更ももちろん可能ですし、今まで恒例で1時半からとかさせてもらっていましたが、月によっては時間がちょっとずれることもあろうかと思えます。 なるべく時間は合わせていきたいと思うんですけども、特に来月とか、田んぼの稲刈りとか忙しくなってきた、日中は忙しいとかっていうこともあるかと思えますので、夕方にできるだけずらしていいか、また皆さんのお話を聞きながら、変更ももちろん可能でございますので、ご意見いただければと思います。
朝倉推進委員	私は初めて参加しましたが、1時半からやってたのであれば、私はそこのほうがありがたいなと思えますし、できればそうしてほしいなということです。
事務局	ありがとうございます。会長のご都合も合わせながら、進めていきたいと思っておりますのでお願いいたします。 それから、先ほどの質問にお答えできていなかったんですけども、議決権については、農業委員さんについて議決権がございます。 推薦委員さんは議決権もないんですけども、賛成という意思表示と言いますか、そちらは全然していただければ結構かと思っておりますので、その点、ご了解お願いいたします。
5 番	事務局に確認なんですけれども、議案2号の農地法第5条の規定なんですけれども、その土地の表示の中の地番なんです、これは4筆あると思うんですけども、大溝〇丁目〇番、〇番、〇番、〇番とあるんですけども、この底地っていうのは、「番地」ってつくのが「〇番地」とかっていうのが、本来の表記の仕方かなって認識してるんですけどもいかがでしょうか？
事務局	はい、農地についてなんですが、登記簿の方で確認しておりまして、少しちょっと違う。登記簿を提出書類として提出していただいているんですけども、そこに「〇番」と表示されていますので、そのように表示させていただいています。登記簿上に合わせております。
議長	他にございませんか。
12番	最初の研修会ですね、農業会議の方からいろいろ説明いただいたんですけど、私、初めてなので、これから農業委員として何をすればいいなことに対して、大変非常にボリュームがあるような研修をさせていただいたかと思うんですけど、具体的に私どもは今後の農業委員会の委員として、どういうふうに理解して活動すればいいのか、もう少し分かりやすく教えていただければと思うんですけど、先ほど説明いただいたもの、結構農業委員の役割というのは、たくさんボリュームがあるように思うんですけど、それに対して、記録を月にこれを書けばいいよみたいな形で、左側には見回りとかなんかあるけど、右側には農業委員としての統一のものである。具体的に私どもはそこに関わっていくのかどうかもちっとわからない中で、この研修では、そういうふうな内容の説明を受けていたんですけど、私どもとして、どういうふうな形の行動を私としてはすればいいのか、少し、教えていただければなと思ってんですけど。

事務局	簡単にだけ。農業委員の仕事の話で、まずはこの月一回の定例総会がございます。それから何回も出てます、農地のパトロールの話ですね。これは自分の農地を見に行くときに、周辺の田んぼをこう見ますというような形でも結構ですよというお話がございました。 それから、3条とか5条の申請がある前に、農業委員さんに承諾の署名をもらうとかということが、ちょくちょくございます。そういう申請があったときに、担当地区の農業委員さんにもらいに行くっていうようなことがありますので、その署名のことが主な仕事になろうかなと思います。
12番	この農地転用に対して、地区計画に対して影響がないかどうかとか、そういうことまでおっしゃっておられたと思うんですけど、私どもとしては地区計画自身を理解しているわけじゃないので、申請を受けたときにこの地区計画に該当するのか、それを変わってしまうのかということに対しては、常に事務局に聞きに行って、相談させてもらうという形になるんですかね？
事務局	はい、ちょっと言葉足らずで申し訳ないんですけど、もちろん農業委員会の事務局との話の中で、承諾書の署名をしていいかどうかということも、最初の頃は分からないかと思いますので、相談していただいて、あるいは今言っていた地域計画に、そもそもこの人が位置づけられているとか、この地域は入っているかどうかとか、そういったことも情報交換しながら同時に進めていっていただければと思っています。 連絡いただければ、事務局も対応させていただきます。
12番	わかりました。それでですね、活動記録というのを一回書いてみたんですけど、非常に鉛筆で書くにしても、枠が小さすぎて書きづらいんですけど、例えば電子データで送っていただければ、パソコンでその文字数を勝手に小さくして提出はできるんですけど、ちょっと字が小さすぎるなど。というようなところで、なんか書きやすいようにしていただければ非常にありがたいなと思うんですけど、
事務局	ありがとうございます。紙ベースでも結構ですし、データでご記入いただいて出していただく方法も取れますので、例えば、メールアドレス宛てに送らせてもらって、そこでご記入いただいたものを返信いただくというような形も取れますので、お申し出いただければと思います。お願いいたします。
議長	他にございませんか。
1 番	活動記録についても話が出たので、確か7月頭の総会の時に7月25日に提出してくださいねって言われたんですけど、表には30日とか31日までなので、来月でいいんですかね？まあ、それは多分統一してもらった方が多分わかりやすいなと思うので。
事務局	おっしゃる通りです。まだ7月終わってませんので、7月分が終わってから、来年の総会時のご提出でも結構でございます。メールでも結構です。一旦は翌月の定例総会時ということで、遅れても出していただければ、全然遅れるのは構いませんが、お願いいたします。
議長	他にございませんか？
3 番	活動記録についてですけれども、3項目の「農業者への声かけ、全国農業新聞農業者年金の加入推進」って、こんなことまでしなくちゃいけないんですか？
事務局	はい。一応、農業委員会の活動としては農業新聞、全国農業新聞、農業者年金の推進活動も含まれてございますので、このような欄が設けられておりますが、もしお話の中で、特に年金なんかは加入しておく、後々いいかなっていうこともございますので、お話しできればしていただくという形で載せてある程度でございます。必須ではございませんのでご理解お願いいたします。 例えばこういうことがあったというところも、活動の1つになりますの

	で、こういう欄が設けてある程度です。
議長	他にございませんか。
◇ 閉 会	
議長	他にないようですので、以上をもちまして、本日の会議を閉じます。 慎重なるご審議を賜り、ありがとうございました。

令和7年7月25日

議 長

委 員

委 員